

松戸市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 2 月 8 日

令和5年松戸市農業委員会12月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和5年12月8日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
5番	渡邊洋子	6番	加藤万里子
7番	山口輝雄	8番	戸張嘉宣
9番	岩佐忠夫	10番	川上博久
11番	渡来和治	12番	渡邊慶弘
13番	鈴木榮一	14番	湯浅孝一
15番	相田敏克		
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

3番 横山定勝

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長補	佐 榊孝弘
主幹兼係長	武井博子	主任主事	横田智之

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年12月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。
しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号15番、相田敏克委員、議席番号1番、杉浦昌平委員の両委員を指名いたします。
よろしくをお願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第2号となっております。

なお、報告事項については第1号から第8号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

第1審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号2番、杉浦勇司です。

去る12月4日月曜日、議案第1号から第2号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、鈴木榮一農業委員、川上博久農業委員、加藤万里子農業委員、湯浅清推進委員、私の5名により、現地調査の上詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番についてご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから2ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請地は2筆で、面積は合計1,023平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は生前贈与のため、譲渡人の申請理由は土地の管理ができなくなったためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員2人で640日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、耕運機1台、トラクター2台、動噴1台、トラック1台、フォークリフト1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギの栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第1号の1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議のほどよろしく願いいた

します。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。
審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊（洋）委員 議席番号5番、渡邊洋子です。ただいまの座長の説明でよく分かりました。

譲受人はネギを周年栽培されておりまして、技術力がとても高い農業者です。審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第1号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての2番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての2番についてご説明します。

議案書1ページ、議案参考資料については3ページから4ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の3ページのところでございます。

申請地は2筆で、面積は合計101平方メートル、現況は畑で適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、隣接農地と一体利用するため、譲渡人の申請理由は利用しなくなったためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員 2 人で500日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、耕運機 1 台、トラクター 2 台、動噴 1 台、貨物自動車 2 台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギの栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第 1 号の 2 番について慎重審議の上、農地法第 3 条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川でございます。

ただいま座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成いたします。お諮りください。

議 長 ただいま平川委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

これより議案第 1 号の 2 番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第 1 号の 2 番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第2号

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する議案でありますので、関係人であります湯浅清委員はここで退室をお願いいたします。

(湯浅清推進委員退室)

議長 それでは、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の2ページ、議案参考資料については5ページから10ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の5ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由及び土地の選定理由は、譲受人は建築資材のリース、レンタル、販売を行っている法人を営んでいます。

申請地の隣地を当法人が所有しており、その法人から資材運搬用の一時駐車スペース及び従業員の駐車場として利用したいとの要望があったことから、申請地を取得し駐車場として利用するためです。

議案参考資料の8ページをご覧ください。

施設の概要については、貸駐車場です。

整地については、砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側と南側は既設の安全鋼板を利用し、西側と東側は単管パイプ柵を新設します。

他法令については、該当ありません。

費用については、全額自己資金で賄うことから残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連担している区域が存在し、その農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第

2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことです。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。はい、湯浅委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員の湯浅雅之です。

ただいまの座長の説明でよく分かりました。

私は、審査会の意見に賛成をいたします。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之推進委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

ここで、湯浅清推進委員の入室を認めます。

（湯浅清推進委員入室）

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書3ページ、報告事項1から13ページの報告事項8についてご報告させていただきます。

まず、3ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により1件の届出を受理しました。

なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、4ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、4ページ下段の記載が田と畑が逆になっております。10月分として畑11件、6,264平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、5ページから7ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、7ページの記載のとおり、田6件、6,368平方メートル、畑25件、6,087平方メートル、合計31件、1万2,455平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、8ページ、報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、農地銀行について合意解約の通知がありました。

次に、9ページ、報告事項5 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より2件の照会があり、2件の非農地回答をいたしました。

次に、10ページ、報告事項6 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛てに送付いたしました。

次に、11ページ、報告事項7 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書10件を交付いたしました。

次に、13ページ、報告事項8 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり故障による買取り申出が生じたため、1件の証明書を交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和5年12月総会を終了いたします。

閉会 午後3時21分